

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年8月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月31日から同年8月31日まで

A社B所から、昭和19年3月1日に同社C所に転勤になった後、20年4月1日には同所D工場に転勤になり、終戦後の同年9月まで継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和19年3月1日から20年8月31日までA社C所に勤務し、その間厚生年金保険の被保険者資格を取得していたと申し立てているところ、オンライン記録によると、同年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立人は「A社C所職中の昭和19年12月と20年1月の地震で工場が大被害を受け、同工場の真上がB29の通り道になって危険なため、同年3月にE県F市のG航空基地内に工場疎開した。転勤当時は二週間ほど寺院の本堂に宿泊し、その後市内で同僚と共に間借りして通勤していた。同社C所D工場ではだんだんと物資が不足し、機体の組み立てができない日には部品の手入れなどをしていたが、給料は事務所から支給され、遅れは無かった。終戦になってもすぐには家に帰れず、同年9月ごろまでは留まっていた。」と申立期間の状況等について具体的に申述している上、申立期間において申立人が勤務していたとす

るA社C所D工場は、複数の文献によると、終戦を迎える前に工場疎開の目的で設立された工場であると認められるため、申立人の申述内容には信憑性^{しんぴやう}があると認められ、申立人は申立期間において同事業所に継続して勤務していたものと推認できる。

また、A社C所D工場を管轄するE県H課は、戦後火災に遭ったため同工場の被保険者名簿等を焼失しており、同名簿は完全に復元されていない状況であるとしているが、申立人とほぼ同時期に同所から同工場へ異動し、終戦時まで在職していた同僚については、オンライン記録により、昭和19年4月16日から20年8月31日まで同所において被保険者であったことが確認できる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀を経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは妥当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に継続勤務したことが推認できること、申立人に係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮した上、A社C所における健康保険組合の名簿から被保険者番号が記載されている6人についてオンライン記録により確認すると、昭和20年8月31日に資格を喪失している者が4人おり、同所の事業廃止年月日が同日であること、及び任意に退職することが困難な軍需工場であったことから、申立人の同所における被保険者資格喪失日を同年8月31日とすることが妥当であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年11月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、20年9月1日であったと認められることから、申立人のA社B所における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、40円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年8月ごろから20年8月ごろまで

C職業訓練所の紹介により、昭和18年8月ごろ、A社B所に入社し、終戦まで継続して勤務していたが、同社における厚生年金保険の記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和18年8月ごろにA社B所に入社し、終戦まで継続して勤務していたと申し立てしているところ、社会保険事務所（当時）が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）によると、申立人の同社における被保険者資格取得日が「昭和18年11月21日」と記載されているのみで、資格喪失日の記載が無いことが確認できる。

また、申立人は「旧制中学を卒業後、CのD町にあったC職業訓練所に1年ぐらい通い、その訓練所に紹介されたのが、申立事業所である。同事業所ではE（製品名）の検査員であった。途中、戦争が激しくなったので、戦災を逃れるためF県にあるA社の工場に多数の従業員が異動した。」と申述しているところ、社会保険事務所の調査により、実際に、A社B所からF県の同社G工場に異動している被保険者が確認されている。

これらの事実等から判断すると、申立人の申立期間に関する勤務実態や事実経過の説明は、信憑性^{びよう}が高いことから、申立人は、申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、当該事業所を管轄していたH社会保険出張所は、戦災により、その管理していた台帳等の大部分を焼失した事実があることを同出張所を継承している年金事務所は認めており、その後、復元された同事業所に係る被保険者名簿は存在するものの、取り寄せた資料等が一部にとどまった等のため、完全な復元には至らなかったものと考えられる。

以上の事実を考慮し、申立人の当該事業所における被保険者資格喪失日の記録が無いことの原因を考えた場合、事業主から申立人の資格喪失に係る届出漏れ、保険者による当時の被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の戦災による焼失後の被保険者名簿の復元漏れなどの可能性が推認されるところ、半世紀も経た今日においてその原因を特定することは難しく、申立人の資格喪失日を特定する特段の事情が見当たらない中で、申立人の具体的な申述内容や、同事業所の被保険者縦覧において、申立人と同時期の昭和17年及び18年中に厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚で名前の確認できた被保険者29人のうち27人が20年9月1日まで資格が継続していること、及び当時、軍需工場においては国家総動員法の下、自らの意思で退職することが困難であったこと等の諸事情を総合的に考慮すると、申立人は、同年9月1日に被保険者資格を喪失したものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和18年11月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年9月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における被保険者資格取得時の社会保険事務所における旧台帳の記録から、40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における資格喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月24日から同年4月1日まで

A社B所には、昭和48年4月1日に入社し、50年4月1日に同社本社に異動となった。しかしながら、ねんきん特別便によると、申立期間について厚生年金保険被保険者期間に空白がある。継続して勤務しており、会社も事務処理誤りを認めているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の人事記録、雇用保険の記録及び同社から管轄の年金事務所にあてた要望書により、申立人は、同社に継続して勤務（昭和50年4月1日にA社B所から同社本社（C部付D社出向）へ異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B所における昭和50年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人の資格喪失日を昭和50年4月1日として届け出るところ、誤って同年3月24日として届けたとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき

保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、
申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年3月まで
母が、生前、私が20歳になったときから国民年金に加入して保険料を納付していると話していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳となった昭和44年ごろにその両親が国民年金の加入手続を行って保険料を納付してくれたと主張しているところ、当時の市を管轄する社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人の手帳記号番号の払出しが50年11月と整理されていること、市の被保険者名簿には同年4月から同年9月までの保険料が同年10月にまとめて現年度納付されている記録があること、同名簿の資格取得欄にこの名簿の作成日と推認される「50.10.28」の日付印が押印されていることなどを踏まえると、同年10月ごろに国民年金の加入手続がなされ、その時点で20歳到達時である44年*月*日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものと推認される。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される時点において、申立期間の保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

さらに、申立期間中、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない上、住所変更も無かったことから、同一住所で新たに別の手帳記号番号が払い出されるとは考え難い。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年8月から60年3月まで

私が20歳となったので母が、国民年金の加入手続きを行い、母の保険料と一緒に私の保険料もA信用金庫B支店(当時)に納付した。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳となったので、その母親が、国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和62年4月22日であり、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない上、申立期間当時、申立人が居住していた市においてほかの手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ったとするその母親は納付状況等に関する記憶が曖昧であることから、申立期間当時の具体的な保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から51年3月まで

私は、20歳になってすぐには国民年金に加入していないが、近所に住んでいる役場職員に勧められて加入した。その後、しばらくして「今なら2年分の保険料とその前の期間の保険料も納付できる。」と言われたので妻が納付した。後で2年分の領収書は持って来てくれたが、その前の期間分の領収書は出るところが違うと言われた。その後、領収書を受け取ったかは憶えていない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が申立期間の保険料を過年度保険料と一緒に納付したと主張しているところ、申立人の所持する納付書・領収証書によると、申立期間直後の昭和51年4月から52年3月までの保険料については53年7月に過年度納付していることが確認できるが、仮に、申立人の申述どおり、その過年度保険料と合わせて、第3回特例納付制度を利用して申立期間の保険料を納付した場合、その保険料額は31万2,800円となるどころ、保険料を納付したとするその妻は、納付額について10万円を超えるぐらいだったと申述しており、保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の妻は、役場職員に、過年度保険料の領収書と申立期間の保険料の領収書は出るところが違うと言われたと申述しているが、過年度保険料の領収書と申立期間の特例納付の領収書はいずれも社会保険事務所（当時）が発行するものなので、保険料を納付したとするその妻の申述と整合しない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる

周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から49年12月まで

私は、公務員の妻が国民年金保険料を納付しても、夫の共済と二重納付になり年金はもらえないという噂を聞いて、当初は申立期間の保険料を納付していなかった。しかし、昭和50年ごろに地域の区長から特例納付のことを聞き、A町（現在は、B町）に行ったところ、同町職員から、区長に申立期間の保険料を納付するように言われたので、区長に3万6,000円を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を区長に納付したと申述しているところ、B町担当者は「当時A町では、特例納付及び過年度分の保険料の徴収を区長に扱わせることは行っていない。」と証言しており、A町職員が保険料を区長へ納付するように教示したとは考え難い。

また、申立期間当時、申立人は、その夫が共済組合に加入していたことから、申立期間については国民年金の任意加入対象者であり、さかのぼって被保険者資格を取得することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

さらに、申立期間のうち、昭和48年4月から49年12月までの期間は第2回特例納付の納付対象期間ではないことに加え、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料を第2回特例納付により納付した場合の保険料額と大きく異なっている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで
国と県が共同で推進する「A事業」に県の非常勤嘱託職員として昭和 36 年 7 月 1 日に採用され、B所内C所に 39 年 3 月末日まで継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な申述内容及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間において、県の非常勤職員として継続して勤務していたものと認められる。

しかしながら、申立人が厚生年金保険の被保険者となっているD県E部F課及び同県G部F課に係る被保険者原票を確認したところ、申立人と同様に昭和 37 年 4 月 1 日に同県E部F課において被保険者資格を喪失し、38 年 4 月 1 日に同県F部E課において被保険者資格を取得している者が 22 人確認できたことから、オンライン記録により、その 22 人全員について厚生年金保険の被保険者記録を確認したが、申立期間である 37 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 1 日までの期間について被保険者記録が存在する者は一人もいない。

また、前述の 22 人のうち、所在の確認できる 14 人に文書照会したところ「昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 1 日までの 1 年間については、保険料が控除されない分、給与の手取りが多くなり、喜んだという記憶がある。」、「当時、所属のH所長から、県の予算の都合で非常勤職員に対して厚生年金保険は掛けられなくなると言われた記憶がある。」、「約 3 年間勤務した中で、厚生年金保険から国民年金に切り替えるようにと言われた記憶がある。」等の回答が得られた。

なお、D県I部人事課に照会したが、当時の資料が無いため一切不明という回答であり、同県における申立期間当時の非常勤職員の厚生年金保険

の加入状況等について把握することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月ごろから 43 年 7 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に昭和 42 年 12 月ごろから 43 年 8 月まで営業職として勤務していたが、記録が無い旨の回答を受けた。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、推認できる。

しかしながら、当該事業所の複数の同僚は「C業界は、ノルマも厳しく出入りが激しかったため、半年程度の試用期間があったと思う。」と証言しているところ、申立人は、申立期間において治療を受けるため、同事業所に健康保険証を請求した際に、同事業所から「健康保険証はまだできていない。」と回答があったことを記憶していることから、申立人は申立期間において試用期間中であったものと考えられ、同事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険被保険者として加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、A社は既に適用事業所ではなくなっており、後継事業所であるB社は、当時の関連資料が無く、回答できないとしている上、当時の事業主も所在不明であることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。